

臨床実習に係わる医師法の適用

※医師法第17条：医師でなければ、医業をなしてはならない。

- 「前川レポート」では、医師法で無免許医業罪がもたれている目的は患者の生命・身体の安全を保護することにあるため、医学生
の医行為も、その目的・手段・方法が、**社会通念から見て相当であり、医師の医行為と同程度の安全性が確保される限度**であれば
基本的に違法性はないと解釈できる。と整理されており、現状においてもこの考え方は妥当。

実施のための条件

①医学生に許容される 医行為の範囲の例示

- 医師養成の観点から、
医行為を2つに分類
- 1) 医師養成の観点から臨床実
習中に実施が開始されるべき医
行為
(必須項目)
(例) 静脈採血、胃管挿入、
皮膚縫合、超音波検査、
処方・点滴のオーダー 等
- 2) 医師養成の観点から臨床実
習中に実施が開始されることが望
ましい医行為
(推奨項目)
(例) 妊婦の診察、気管挿管等

②指導医による指導・監督

- 指導医によるきめ細やかな指
導・監視
→ 医学生が医行為を実施していること
を認識し、かつ、必要があれば直ちに
制止・介入できる状況であり、医師の
医行為と同程度の安全性を確保
- 指導医について
→ ・臨床研修制度における指導医
・専門医制度による基本領域の指導医
- 指導医の指示のもと、安全性が
確保される状況であれば、専攻
医・初期研修医が屋根瓦式指
導を行うことは許容

③医学生の要件

- 臨床実習を行わせるに
当たって事前に医学生を
評価
- ・共用試験（CBT）の合
格者
※ ただし、国における合格基準の
設定などを含め、共用試験の公
的な位置づけを行うことが望まし
い
- 実際の患者に触れる前
に、シミュレーション実習や
医学生同士による実習な
どを取り入れなければならない

④患者等の同意

- 同意取得は、院内掲示のみで
はなく、口頭又は文書での同意
が必要
- 患者等の同意は以下の取扱い
とすることが妥当
- 1) 医学生が行う医行為の範囲を示した
上で「包括同意」を得る。
- 2) 口頭で「包括同意」を得た場合には、
その旨を診療録に記載。患者はこれを撤回
する権利がある旨を説明。
- 3) 例示に記載のないもののうち、例示さ
れたものと同程度の侵襲度・難易度のもの
と各大学・実習施設で考え、臨床実習
で取扱う医行為の範囲に含める場合に
は、個別説明が必要。
- 4) 事前の同意取得が困難な場合には、
事後、速やかに同意を取得することが望
ましい。